



過重労働、パワハラ、家庭内確執が相俟って自殺 ～ 建設会社に1億円の損害賠償～

京都地裁 平成27年9月10日判決

Xは大学卒業後、平成9年4月に被告建設会社（規模10人～20人）に正社員として入社した。

平成16年被告建設会社が、不動産専門部門F社を発足、宅地建物取引主任者の資格を有していたXは、被告建設会社の社員として仕事をしながら、F社の不動産の仕事を相当程度任せられ、過重労働となる。また、被告建設会社の社長らから激しい喝や叱咤等があり、Xは1カ月の休養・加療を要すとの診断書を社長に見せたが、何ら対策は取られず、Xは平成23年5月に36歳で自殺、子ども2名は幼児であった。Xは同時に育児を巡る義父との確執を抱えていた。

1 事件の概要

Xは、大学を卒業した平成9年4月から、建築・土木工事の請負等を業とする会社（被告）で勤務していた。被告は、不動産の売買、賃貸等を業とするF社を設立したことから、被告で唯一宅地建物取引主任者の資格を有するXの長時間労働が続くようになり、被告の総務部長は、Xらに対し、しばしば激しく喝を入れるようなメールを送信していた。

Xは、妻との間に2人の子を有し、共働きをしていたことから、妻の両親が子らの世話などをしてきた。妻の父親（義父）とXらは、しばしば、育児を巡って、Xが妻のいずれかが退職して育児に専念するか、Xの両親に協力を求めるかなどについて話し合いが行われた。

Xは、平成22年11月4日、抑うつ状態で1カ月間の休養・加療を要す、病状改善後は、段階的職場復帰が必要との診断書の交付を受け、更に平成23年5月24日にも、

抑うつ状態、1カ月の休養・加療を要する等の診断書の交付を受け、その2日後に自殺した。

労働基準監督署長は、Xの自殺について、業務以外の出来事として「嫁姑問題（子の教育等）」を認定したものの、発病前6カ月間に「恒常的な長時間労働」があり「自殺前の時間外労働時間が月100時間を超えている」ことを理由に、Xの精神障害の発病及び自殺に業務起因性を認め、労災給付を決定した。

Xの妻及び子（原告ら）は、Xの本件精神障害の発病は、被告における長時間の時間外労働、休日のない連続労働及び社長Yによる些細なミス、挨拶の失念などに対する罵倒などのパワハラによるものであって、被告には安全配慮義務違反があったと主張し、被告に対し、損益相殺後の損害（逸失利益、慰謝料等）として、妻につき6,542万円余、子につき各3,426万円余を請求した。

2 判決要旨

(1) 被告におけるXの業務について
Xは、自殺までの約6カ月間の平均の時

間外労働時間数は月約129時間にも及び、最も多い月では167時間37分となっており、